



佐賀県公報

平成17年
2月16日
(水曜日)
第12568号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○結核予防法に基づく指定医療機関の辞退

(四九・健康増進課) 一

○結核予防法に基づく医療機関の指定

(五〇・") 一

公告

○地力増進地域の指定の解除

(園芸課) 二

○開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課) 二

教育委員会事項

◎教科用図書採択地区の設定

(告示・一) 二

○告示

●佐賀県告示第四十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成十七年二月十六日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	辞退年月日
あかね薬局	佐賀市大財五丁目二番一六号	平成一六・一一・三〇
医療法人山田耳鼻咽喉科	佐賀市高木瀬西二丁目四番一九号	平成一七・一・三一
藤井整形外科医院	小城郡小城町大字畑田二三四五番地一	平成一六・一一・三一
吉田内科クリニック	唐津市紺屋町一六七五番地二	平成一七・一・三一

名称	所在地	指定年月日
あかね薬局	佐賀市大財五丁目二四番一号	平成一六・一一・一
ヤマト薬局高木瀬東店	佐賀市高木瀬東三丁目四番一五号	"
くさば耳鼻咽喉科	佐賀郡川副町大字鹿江一一六三番地一七五	平成一七・二・二
タイヘイ薬局小城店	小城郡小城町大字松尾四〇九一番地一	平成一六・一一・一
ほたる薬局	小城郡小城町大字松尾四〇九八番地二七	平成一七・一・一
有限会社まちの薬局	小城郡小城町大字畑田二六八七番地四	"
藤井整形外科医院	小城郡小城町大字畑田二三四五番地一	"
医療法人吉田内科クリニック	唐津市紺屋町一六七五番地二	平成一七・二・一
医療法人まつうら歯科クリニックス	唐津市町田一八〇九番地	"
はるみ歯科医院	唐津市浜玉町東山田一〇三二番一四号	平成一七・一・一

●佐賀県告示第五十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、指定医療機関として次のものを指定した。

平成十七年二月十六日

佐賀県知事 古川 康

まつうら歯科クリニック	唐津市町田一八〇九番地	"
はるみ歯科医院	東松浦郡浜玉町大字東山田一〇三二番一四号	平成一六・一一・三一
原田医院	藤津郡太良町大字大浦丁五五八番地五	平成一六・一一・一三

そうごう薬局白石店

杵島郡白石町大字戸ヶ里字四本杉
一八一七番五号

”

○ 公 告

地力増進法（昭和59年法律第34号）第4条第4項の規定により、次のとおり地力増進地域の指定を解除した。

なお、関係図面及び改善状況調査の結果については、佐賀県生産振興部園芸課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年2月16日

佐賀県知事 古 川 康

指定を解除する地力増進地域

指定年月日	市町村名	地区名	面積
昭和62年7月1日	鹿島市	七浦地域	樹園地 65ha

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年2月16日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鹿島市大字高津原字二本松3621番2及び3627番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鹿島市大字高津原3622番地
西 伸清

○ 教育委員会事項

●佐賀県教育委員会告示第一号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十二条第一項の規定により、教科用図書採択地区を別表のように設定する。

なお、教科用図書採択地区の設定（昭和三十九年佐賀県教育委員会告示第五号）は、廃止する。

平成十七年二月十六日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 田 龍一郎

別表

採択地区の名称	構成市郡（町村）の名称
鳥栖市・神埼郡・三養基郡地区	鳥栖市 神埼郡（神埼町、千代田町、三田川町、東脊振村、脊振村及び三瀬村） 三養基郡（基山町、上峰町及びみやき町）
佐賀市・多久市・小城市・佐賀郡地区	佐賀市 多久市 小城市 佐賀郡（諸富町、川副町、東与賀町、久保田町、大和町及び富士町）
唐津市・東松浦郡地区	唐津市 東松浦郡（七山村及び玄海町）
伊万里市・武雄市・西松浦郡・杵島郡地区	伊万里市 武雄市 西松浦郡（有田町及び西有田町） 杵島郡（山内町、北方町、大町町、江北町及び白石町）

鹿島市・藤津郡地区

鹿島市
藤津郡（太良町、塩田町及び嬉野町）

附則

この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年二月十六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)